

# 令和6年度事業計画

宅地擁壁の設計及び施工に関する調査研究及び技術開発等を行い、その成果の普及を図ることにより、安全で良質な宅地の供給に貢献し、もって国民の生命と財産の保護に寄与するため、令和6年度においては、次の事業を実施する。

## 1. 宅地擁壁等の設計及び施工に関する調査研究及び技術開発

- (1) 宅地関連の行政・関連団体の動向に着目し、各種情報を収集し、会員への情報公開を図る。
- (2) 「国土交通大臣認定擁壁図集」データの新規・更新フォローを行い、状況に応じ電子版等の最新版の発刊を行う。
- (3) 「国土交通大臣認定擁壁図集」を補完する目的で、構造、設計、施工に踏み込んだ技術解説書として「国土交通大臣認定擁壁ハンドブック」のフォローを行う。
- (4) 「ようへき Q&A」の内容の記載内容を最新のものとし、カテゴリーの見直しや追加題目改定を行う。

上記の事項を実施するために、技術委員会のもとに小委員会を設置して業務を進める。

## 2. 宅地擁壁等の品質保証及び生産技術の評価並びに指導

- (1) 宅地擁壁の品質保証、生産技術に関する検討
- (2) 工場認証に係わる審査事項・品質管理要領の改訂・変更についての検討  
調査業務上の問題点・課題に関する小委員会(WG)を編成し以下の項目について検討、提案する。
  - ① 調査全般検討 WG
    - a) 工場認証に関わる課題等の検討
    - b) 認証事業のDX化(認証工場のDB構築、認証申請の電子化他)に関する検討協力
    - c) 受検工場説明会(認証工場向け説明会)、調査員連絡調整会議のweb開催方法・内容の改訂検討。権利者による既認証工場指導への改訂内容の反映
  - ② 調査書類・実地調査検討 WG
    - a) 品質管理要領書と各種規準類の最新版との整合に関する見解のとりまとめ
    - b) 現認調査の事前写真撮影に関する補足説明資料の作成
    - c) 既認証工場に対する権利者による指導方法の検討
  - ③ 実地調査 WG
    - a) 実地調査資料の年度改訂・見直し
- (3) 工場評定委員会への協力
- (4) 2024年度認証工場向け説明会(受検工場説明会)の開催

上記の事項を実施するために、評価委員会のもとに品質企画委員会を設置して業務を進める。

### 3. 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則に基づく工場認証証明に係る事業

- (1) 工場評定委員会の運営
- (2) 工場認証実地調査の計画と実施
- (3) 追加認定擁壁の認証書の書換え調査の実施
- (4) 追加認定擁壁の認定前の工場認証調査の実施
- (5) 調査委員等による連絡調整会議の開催

### 4. 危機管理に係る事業

- (1) 危機管理委員会の管理体制の整備
  - ① 事業継続計画の周知徹底を図るため九州地区協会との実務研修の実施 ← (中長期計画)
  - ② 令和6年能登半島地震の対応を踏まえて、災害時における対策マニュアルの適応性についての見直し
- (2) 地区災害時対策委員会
  - ① 被災宅地危険度判定士養成講習会講師派遣業務
    - a) 被災宅地危険度判定士養成講習会に講師を派遣、並びに会員会社社員に受講・登録を推進
    - b) 被災宅地危険度判定士養成講習会に関する講師用資料のブラッシュアップ
  - ② 被災宅地危険度判定活動
    - a) 災害時の要請に応じ被災宅地危険度判定士の派遣
    - b) 被災宅地危険度判定実務研修の都道府県への開催協力
    - c) 被災宅地危険度判定実務研修の各地区協会への実施 ← (中長期計画)
  - ③ 被災宅地相談窓口業務
    - a) 災害時の要請に応じ被災宅地相談窓口を開設
    - b) 地区ごとに登録名簿の作成と統括
    - c) 各地区協会へ被災宅地相談窓口業務に関する実務研修の実施 ← (中長期計画)
  - ④ 都道府県の災害対策本部における支援業務
    - a) 災害時の要請に応じ都道府県の災害対策本部における支援活動
  - ⑤ 協会内研修会
    - a) 協会本部研修会・地区研修会を開催し、危険度判定活動、及び相談窓口業務に対する派遣要員の養成を行う。
  - ⑥ その他
    - a) 宅地及び宅地擁壁の災害等に関する調査・研究
    - b) オンデマンド教材の活用

上記の事項を実施するために危機管理委員会が中心になって業務を進める。

